

【新会員紹介】

- ◆石田 弘 (石田精米所)
- ◆合同会社白神アロマ研究所 (代表 永井 雄人)



中小企業・小規模事業者等の皆様の、売上拡大、経営改善、新商品開発、創業・起業、IT情報化等、経営上のお悩みについてのご相談に対応いたします。

- ※相談は無料です
- ◎よろず相談日程
 - ◆平成30年2月22日 (木) 9:00~17:00
 - ◆平成30年3月8日 (木) 9:00~17:00

医療費控除は 真面目な明細書を作成して提出すればOK!!
領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書(簡易)の記載例

国民健康保険(世帯別) (母子家庭)

区分	品名	金額
1	国民健康保険料	10,000円
2	国民健康保険料(控除)	10,000円
3	国民健康保険料(控除)	10,000円
4	国民健康保険料(控除)	10,000円
5	国民健康保険料(控除)	10,000円
6	国民健康保険料(控除)	10,000円
7	国民健康保険料(控除)	10,000円
8	国民健康保険料(控除)	10,000円
9	国民健康保険料(控除)	10,000円
10	国民健康保険料(控除)	10,000円
11	国民健康保険料(控除)	10,000円
12	国民健康保険料(控除)	10,000円
13	国民健康保険料(控除)	10,000円
14	国民健康保険料(控除)	10,000円
15	国民健康保険料(控除)	10,000円
16	国民健康保険料(控除)	10,000円
17	国民健康保険料(控除)	10,000円
18	国民健康保険料(控除)	10,000円
19	国民健康保険料(控除)	10,000円
20	国民健康保険料(控除)	10,000円

医療費を受けた人(本人・家族・同居の親族)の領収書(控除額)を合計して記載します。

決算税務申告相談指導のお知らせ

平成29年分の「決算・確定申告・消費税の確定申告等」決算指導について確定申告の時期が迫り、決算の準備も着々とお進みの事と思います。

鯉ヶ沢町商工会では、今年も個別相談、決算指導を行います。早めの時期に申告手続きを済ませられますよう、ご案内申し上げます。※マイナンバーは記載せず持参してください。

- ◆お持ちいただく書類等
 1. 前年の決算書、確定申告書の控え
 2. 税務署から届いた書類など(決算書および確定申告書・消費税申告書)
 3. 平成29年中に支払った社会保険料の納付書など(健康保険・国民年金・国民年金基金等)
 4. 生命保険料・損害保険料払込証明書類
 5. 平成29年中に支払った医療費の領収書
 6. 小規模企業共済等掛金の支払証明書類
 7. 年金や給与所得のある方は、その源泉徴収票
 8. その他の収入のある方は、その支払報告書
 9. 従業員及び家族従業員の年末調整を行った書類等
 10. 住宅借入金等特別控除のある方(関係書類)
- ◆申告期間
 - 所得税 2月16日(金)~3月15日(木)迄
 - 消費税 2月16日(金)~4月2日(月)迄



商工会員・商工会青年部員 & 女性部員新規加入者募集

ご興味をお持ちの方は、商工会まで気軽にご連絡ください。

日本政策金融公庫 貸付利率

- ◎普通貸付 基準利率 年1.16~2.40%
用途、返済期間によって利率が異なります。
 - ◎経営改善資金貸付 マル経 年1.11%
小規模事業者等の方が経営改善資金に必要な資金を無担保・無保証人でご利用出来る制度です。所得税等の納税状況の良好な方が対象となります。
 - ◎セーフティネット貸付 年1.16~2.40%
中小企業の経営安定を支援する融資制度です。
 - ◎教育資金貸付 年1.76%
- 平成30年1月12日現在

労働者を募集する企業の皆様へ
~労働者の募集や求人申込みの制度が変わります~
＜職業安定法の改正＞
施行日：2018(平成30)年1月1日

職業安定法や省令、指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

1 労働条件の明示が必要な時点(タイミング)

ハローワークへ求人申込みをする際、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働条件の明示が必須です。

募集方法	必要事項
ハローワークへ求人申込みをする際、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働条件の明示が必須です。	求人票か募集要項として、労働条件(詳細はホームページ)を明示する必要があります。
労働条件に変更がある場合は、労働条件に明示する必要があります。	○ 求人票のフォーマットが変更され、労働条件(詳細はホームページ)を明示する必要があります。 ○ この場合変更した、労働条件(詳細はホームページ)を明示する必要があります。
労働条件に追加がある場合は、労働条件に明示する必要があります。	○ 労働条件(詳細はホームページ)を明示する必要があります。
労働条件に削除がある場合は、労働条件に明示する必要があります。	○ 労働条件(詳細はホームページ)を明示する必要があります。

厚生労働省・都道府県労働局

◆青森県最低賃金が改正◆

1. 金額等は次のとおりです。
2. 改正前の青森県最低賃金(716円)から **時間額 738円** (平成29年10月6日から) 22円の引上げとなります。
3. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
4. 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。
5. 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定(罰金額50万円以下)が適用されることがあります。
6. 詳しくは、青森労働局ホームページからご覧いただけます。
(http://aomoriroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/) お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室へ (TEL 0173-734-4114 FAX 017-734-5821)

国家公務員の再就職等規制にご協力を

- 再就職の依頼・情報提供の規制
現役の国家公務員が企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、再就職を目的とした国家公務員・OBの情報提供等は禁止されています。
 - 利害関係企業等への求職活動の規制
現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動することは禁止されています。
 - 元の職場への働きかけ規制
再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に關し、便宜を図るような働きかけをすることは禁止されています。(ただし、原則として退職後2年間に限ります)。
 - ★各企業へのお願い
企業の皆様におかれども、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いします。
- ◇連絡先 **内閣府 Cabinet Office 再就職等監視委員会事務局**

小規模企業共済制度

経営者の退職金

小規模企業共済制度は、退職後のゆとりある生活を営むための安心の共済制度です。

「ゆとり」のために。

全国で約120万人の経営者が加入

税金は全額所得控除

無理のない掛金
月額1,000円~70,000円
の範囲で自由に選択

共済金の受取りは
一括・分割・併用の3タイプ

受取り時にも
税制優待の大きなメリット

更迭時や急病時には
契約者貸付付の利便が特徴

中小機構

中退共済制度

中退共済制度は中小企業のための国の退職金制度です
安心を積み重ねてみませんか?

パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実 厚生年金に比べて、掛金は半額、年金は2割増し、退職金は2割増し、遺族年金も2割増し、遺族年金の給付も2割増し、遺族年金の給付も2割増し、遺族年金の給付も2割増し。	有利 掛金は半額、年金は2割増し、退職金は2割増し、遺族年金も2割増し、遺族年金の給付も2割増し、遺族年金の給付も2割増し。	簡単管理 社外委託で、事務負担が軽減、退職金は2割増し、遺族年金も2割増し、遺族年金の給付も2割増し、遺族年金の給付も2割増し。	ポータビリティ 退職金に加入した企業を退職した後も、退職金を引き出すことができます。
---	--	--	--

ホームページに制度説明動画も掲載!

中退共済